

郡山産品ブランド認証委員会設置要綱

平成19年11月9日施行

平成20年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

[産業観光部観光課]

(設置)

第1条 郡山産品を市民とともに掘り起こし、市民一人ひとりが自信と誇りを持てる郡山のブランドを確立することで、郡山産品を広く全国に発信し、販路の拡大を通し、地場産業の振興と本市のイメージアップを図るために、郡山産品を認証する郡山産品ブランド認証制度（以下「制度」という。）を策定し、運営する郡山産品ブランド認証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 郡山産品ブランド認証基準の策定に関すること。
- (2) 郡山産品ブランドの選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、郡山産品ブランドの確立のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に活動拠点をもって事業活動を行う産業関連機関及び団体の構成員
- (3) 市の区域内に住所を有する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業観光部観光課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。